資料　4

さくら号・ふれあいバス運行における国の補助制度について

これまで

地域公共交通活性化再生総合事業　　補助率１／２

補助金　→　五泉市地域公共交通活性化協議会へ

平成２２年度末「地域公共交通活性化再生総合事業」が廃止
平成２３年度「地域公共交通確保維持改善事業」がスタート

平成２３年度は、「地域公共交通活性化再生総合事業」の経過措置として、これまでの補助要件（補助率１／２）で支援を受けた

これから（平成 24 年 4 月～）

地域公共交通確保維持改善事業

・さくら号　　　補助率：赤字分に対して１／２（補助額の上限あり）
・ふれあいバス　補助率：赤字分に対して１／２（補助対象経費の上限あり）

補助金　→　運行事業者へ

この補助制度を受けるには、地域の関係者による議論を経た地域交通に関する計画が必要

【乗合タクシーさくら号の運行計画】

・フィーダー系統計画　→　五泉市公共交通活性化協議会が策定
（別紙計画のとおり）

【ふれあいバスの運行計画】

・地域間幹線系統計画　→　新潟県生活交通確保対策協議会が策定
（別紙計画のとおり）